

議案第62号

すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだステップハウスおおぞらの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだステップ ハウスおおぞら	東京都墨田区向島三丁目36番7 号 社会福祉法人墨田区社会福祉事 業団 理事長 高野 祐次	令和5年4月1日から令 和10年3月31日まで

(提案理由)

すみだステップハウスおおぞらの指定管理者を指定する必要がある。